

THE ROTARY CLUB OF NAGOYA-CHIKUSA



なごや
ちくさ
WEEKLY

名古屋千種ロータリークラブ
承認 1982年
例会日 火曜日 12:30
例会場 愛知厚生年金会館
事務局 千44 千種区池下一丁目4番18号
井上ビル4F D号
Tel 763-5110
会長 水野民也

No.29 (1982~1983)

MANKIND IS ONE-
Build Bridges of Friendship
Throughout the World

人類はひとつ
世界中に友情の橋をかけよう
1982~83年度 R I 会長 向笠広次

第29回例会 昭和58年3月8日(火)晴

◇“奉仕の理想”

◇出席報告

会員 48名 出席 39名
出席率 81.25%

◇前回 3月1日(修正出席率) 97.92% make up

深見君(3/5守山), 加藤(正)君(2/25北), 日下君(3/4北), 菅原君(2/25四日市西)

◇ビジター紹介 5名

◇誕生日祝福

浜口夫人(3/8), 斉藤夫人(3/14)

◇バナー披露

北海道・富良野RC(菅原君)

◇ニコボックス

松居君(娘の中学校入学が決まりました), 西川君(本日卓話させて頂きます), 東RC伴君(御無沙汰しました), 水野(賀)君(本日卓話させて頂きます), 鈴木(猛)君(妻が無事に退院いたしました), 佐野君(おかげさまで文化賞受賞しました), 浜口君(夫人誕生日), 斉藤君(夫人誕生日), 林君(結婚記念祝)

◇松居幹事報告

1. ロータリーの友3月号が届いておりますのでお持ち帰り下さい。
2. 本日例会終了後, 春季会員・夫人懇親旅行会の打合わせがありますので, 親睦活動委員会の方々はお残り下さい。

◇水野(民)会長挨拶

本日は趣味についてお話しします。ロータリーには“遊び”が必要です。この遊びは車のブレーキ, ハンドルと同じで, あまりにロータリーで時間に縛られるとぎくしゃくしてしまい楽しい例会もつらいものとなり, また火曜日が来たということになりかねません。

ロータリーとしては異質的のものであり, 各人単位で考える事になりますが, 本日お配りしたパンフレットを御覧になってわかるよ

うに, 同じ趣味を持つ世界中のRtnたちが集って友好を深めています。私も260地区の幹事をしていた時にこの委員会のある事を知り, 地区内に委員会を組織して相当数の会員を送り込みました。この2月に軽井沢にてスキーの世界大会が行なわれ, 多くのRtnが集まり祭典がくり広げられたが, これは丸子RCの山本太郎君が主催されました。

手品, ヨット, 食べ物, 音楽のグループなどバラエティ豊富にありますので, 我々のクラブからも参加されてはいかがででしょうか。これも国際奉仕のひとつになるかもしれません。遊びのお話しを申しあげ, 今日の挨拶といたします。

◇講演

“建設業について”

会員 水野賀績 君

建設業というと, 一般的には, トンネル, ダム, 道路等のいわゆる土木工事業と, 建物を作る建築工事業に大別されますが, 建設業法(昭和24年法律第100号)によりますと, 土木一式工事, 建築一式工事, 大工工事, 電気工事, 造園工事……等の28業種に区分されています。又この法律によって, 建設業を営もうとする人は, 建設大臣(2つ以上の都道府県で営業する場合)か知事(1つの都道府県内で営業する場合)に許可を得なければならないことになって居ります。

現在, この許可を得ている業者の数は, 全国で50万社を超えており, 愛知県内に本社を置く業者の数も2万社以上あります。

建設業に就業している人も500万人以上あり, 全産業就労者の10%に当たります。



建設投資でみても、国民総生産の20%以上を占めており、国民経済的にも非常にウエイトの高い産業に成長して来ました。

人類の歴史の中で、「一つの国の経済が、約30年にわたって、年平均10%以上の高度成長が続いたのは、戦後の日本以外にない」といわれておりますが、戦後の建設業は、この経済成長率を更に上回る率で伸びてきました。

しかし、こうした高度成長も他の産業と同様に、第1次石油ショックを契機に終焉を迎え、今では完全に「厳冬の時代」に入っております。

建設業の他の産業に対する特異性は、
イ) 多種多様な単品受託生産であり
ロ) 移動産業で、常に生産する場所が変わることであり、このため、一つの企業が全ての生産工程を整え、施工することは、人的にも物的にも効率が悪くなるため、各社が弾力的な生産体制を敷くこととなります。こうした特異性のため、業者数は50万以上になってはおりますが、その内の99%以上が中小零細業者で占められており、体質的に弱い業種でもあります。

高度成長の中でも、比較的恵まれた環境にあった建設業であるがため、現在はより厳しい環境になっており、建設業全体として今後の方向を見直すと同時に、各社は様々な生き残る道を模索しているのが現状であります。

“遺言の話し”

会員 西川豊長 君

日本では、最近遺言をする人がふえています。統計上この10年間に倍増しているといわれます。ある信託銀行が一つの企画として遺言展を開いたところ、驚く程の盛況であったといえます。このことは、想像以上に遺言に対する日本人の意識が変化し、遺言書の活用を考える人がふえていることを示すものであります。

遺言を定義づけてみますと、人の最終の意思に死後法的効果を認めて、その実現を保障する制度であります。つまり、人が自分の死後にその遺産や血縁者の身分について、最終的な意思表示をしておきたいと望むのが人情であり、遺族がその希望を実現させるのが道



義であるという、人情と道義に基づいた考えが遺言制度の基礎になっています。そして私有財産制度に基づく財産処分の自由ということが遺言制度の前提になっています。

昔の旧民法では、家督相続が主で、長男が全財産を1人で相続する建前でしたので、相続争いが少なく、遺言をする人はほとんどありませんでしたが、現行の民法では、共同相続となり、核家族化、持家指向とともに、相続人の権利意識が高まってきたのと、地価の高騰のため、相続をめぐる争いがしばしば起こるようになりました。

こういった相続争いを防ぐには、遺言が何にもまして効用があります。又法定相続分というものが民法で定められていますが、遺言をすると、家庭の事情や家業の実態に即して、もっとも実情に合うように、法律で定めた相続分を自分の意思で修正することができます。

さらに税金の面でも、遺言の方が生前贈与よりも、はるかに負担が軽くなります。

遺言のしかたには、自筆証書遺言と公正証書遺言の2つがありますが、大事なことは、心身ともに健康なときに、方式・内容とも正しい遺言書を作成することです。この点、公証人の手数料はかかりますが、公正証書遺言の方が自筆書遺言よりもはるかに優れているといえます。

◇事務所移転のお知らせ

会 員 深見 章 君
移転の日 昭和58年3月13日(日)
新事務所 〒461 名古屋市東区白壁2-4
—30八興第2センタービル9F
T E L 971-0252
会 員 日下貴博 君
移転の日 昭和58年3月25日(金)
新事業所 〒460 名古屋市中区栄3-1-1
1 広小路第一生命ビル
5F
T E L 262-3030

◇次回例会(3月15日)

卓話 “とかげのしっぽと歯の話し”
会 員 大口 弘和 君
卓話 “私と彫金”
会 員 佐野 寛 君

◇次々回例会(3月22日)職場例会

講演 “ボウリングの話し”
星ヶ丘ボウル・支配人 松崎松夫氏